

南島原市 子育てひろば

市は、子育て親子を応援します。
お悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。
また、市内15カ所にある子育て支援センターでも、
子育てに関する相談、情報提供を行っています。
なお、イベント・講習会の日程などは変更になる場合がありますので、**事前に支援センターに確認をしてください。**

町名	支援センター名	開設日時	イベント・講習会情報
深江町	子育て支援センターはやて (瀬野保育園) ☎72-6961	火・木・金曜日 10:00~15:00	・9月25日(金) 身長・体重測定 ・9月29日(火) 手形アート
布津町	BUNKAしんせんたー (南島原ぶんか保育園) ☎72-2106	月~金曜日 9:00~14:00	・9月8日(火) レジンを使ったチャーム作り(要予約) ・9月15日(火) ママヨガ&ベビーマッサージ(要予約)
有家町	地域子育て支援センター杏クラブ (白百合保育園) ☎82-8410	月~金曜日 9:00~14:00	・9月11日(金) 親子ピクス教室(要予約) ・9月20日(日) 運動会(要予約)
西有家町	長野子育て支援ポエム (長野保育園) ☎82-0271	月・水・金曜日 8:30~15:30	・9月18日(金) IHクッキング教室 ・9月25日(金) お楽しみ会・誕生会
南有馬町	南有馬子育て支援センター (大江保育園) ☎85-2288	月~金曜日 9:00~14:00	・9月16日(水) 生活リズム講話 ・9月23日(水) 十五夜を楽しもう
口之津町	子育て支援センターたんぽぽ (口之津保育園) ☎73-6000	月・水・金曜日 9:00~15:00	・9月4日(金) 月に1度の勉強会 ・9月25日(金) おたのしみ会
加津佐町	お宮の子育て支援センター (若木保育園) ☎87-5151	月~金曜日 9:00~15:00	・9月15日(火) ベビーマッサージ教室 ・9月17日(木) 親子でLet's play in English!!

📍こども未来課 ☎73-6652

南島原子育て支援センター 検索

*市ホームページに各支援センターの行事予定などを掲載しています。

※行事・イベント・講座などについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず延期または中止になる場合がありますので、各担当部署へご確認ください。

家庭教育支援「わくわく広場」

📍生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767 Eメール: shougaiyakusyuu-han@city.minamishimabara.lg.jp

子育てに役立つ講座を開催します。お母さん1人でも、子ども連れでも参加できます。

【共通事項】👤中学生までの子どもがいる保護者 📅3日前までに電話などで申し込んでください。👤10人

①お母さんへの読み語り

📅9月4日(金) 午後2時~3時 📍ありえコレジヨホール
●講師…図書館職員、家庭教育支援員

②おしゃべり交流会「こんな子どもに育てほしい」

📅9月18日(金) 午後2時~3時 📍ありえコレジヨホール
●講師…MFPファシリテーター

③リトミック遊び

📅9月25日(金) 午後2時~3時 📍有家保健センター
●講師…内田氏、本多氏

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合がありますので、担当部署へご確認ください。

「おいしい南島原」 ブランド認定品の商品募集

📍商工振興課 ☎73-6633 〒859-2211 西有家町里坊96番地2
Eメール: shoukou@city.minamishimabara.lg.jp



市では、市内の優れた農林畜水産品や加工品などを市の推奨品として認定し、市内外に向け広くPRするために「おいしい南島原ブランド認定制度」を創設し、認定した商品の知名度向上、販路拡大を支援しています。

これまで164品目を認定(令和2年8月末現在)しておりますが、さらに幅広く認定するために商品を募集します。

- 認定商品について
 - ・認定期間は、3年間です。
 - ・ロゴマーク使用権を付与し、市の推奨品であることを明確にします。
 - ・市ホームページへの掲載や物産展、メディアでのPRなどを積極的にいきます。
- 申請資格…市内に住所または主たる事業所を有し、申請する商品の生産、製造または販売などの権利を有するもの
- 受付期間
9月1日(火)~10月16日(金)(当日消印有効)
- 📍市ホームページまたは商工振興課に備えている申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参にて提出してください。
※商品の写真については、Eメールでデータの提出を併せてお願いします。
- 対象商品
 - ・市内で生産された農林畜水産品
 - ・市内に主たる事業所を有するものが製造する加工食品、飲料品および工芸品

こんにちは！消費生活センターです 📍南島原市消費生活センター ☎82-3010

思わぬ借金トラブル ~放置せず、まずは相談！~

●相談事例①

突然知らない債権回収業者から「あなたが契約していた語学教室の未納料金30万円を今月末までに支払うように。支払がない場合は法的手続きに入る」との封書が届いた。10年ほど前に語学教室はやめたはずだ。当時、数回督促のハガキが来たが、その後の転居で届かなくなった。語学教室ではなく他社からくるのは不審な請求だと思う。(30代女性)



●相談事例②

疎遠になっていた兄が最近亡くなったと知った。生活に困窮していたらしい。一週間前に消費者金融の代理人弁護士より、兄の借金の返済を私に求める文書が届いた。支払義務があるか。(60代女性)

●消費生活センターからの助言

消費生活センターには、「借入の返済が困難だ」との相談のほか、「思いもなかった請求書(督促状)が送られてきた」という相談が寄せられています。
相談事例①の場合は、販売会社から債権の譲渡を受けた債権回収業者から通知が来たものです。
相談事例②の場合は、消費者金融が兄の相続人を調べて、相続人に返済を求めていると考えられます。
早めの対処が必要な場合もありますので、放置せず、法の専門家へ相談するようにしましょう。市では毎月弁護士による無料法律相談を実施しています。
なお、インターネットで対処法を検索すると「解決してあげる」という誘いから、二次被害に遭う可能性がありますのでご注意ください。
困ったことがあれば消費生活センターにご相談ください。